



# 山形県公報

令和4年8月9日(火)  
第328号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……797
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……798
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……799
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第636号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。  
 令和4年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 間沢寒河江山形自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字清池字立谷川880番35から 同 881番1まで	旧	3.5メートル } 3.2	212メートル
同 上	新	3.5メートル } 3.2	同 上

### 山形県告示第637号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。  
 令和4年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 間沢寒河江山形自転車道線
- 2 供用開始の区間 天童市大字清池字立谷川880番35から  
同 881番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年8月9日

## 山形県告示第638号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 起業者の名称

南陽市

## 2 事業の種類

宮内地区交流センター（新「宮内公民館」）整備事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分 南陽市宮内字穴田四地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

宮内地区交流センター（新「宮内公民館」）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を第6次南陽市総合計画及び第6次南陽市教育振興計画等の中に位置付け、また、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現「宮内公民館」（以下「現施設」という。）は、昭和35年に竣工し、令和4年で築61年となることから、建物本体及び各種設備の老朽化が著しい。また、市の避難所にも指定されているが、耐震調査及び耐震化工事は未実施の状況である。

本件事業を実施することで、(イ)耐震性能の不足の解消及び防災拠点機能の強化、(ロ)施設の狭あい化や建物・設備の老朽化の解消、(ハ)隣接する「南陽市交流プラザ蔵楽」との一体的な活用による市民の利便性の向上及び行政事務の効率化、などが見込まれる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び山形県環境影響評価条例（平成11年山形県条例第29号）による環境影響評価の対象事業ではない。

また、本件事業の起業地内の土地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、現施設の建替えを行うものであるが、現在の敷地内で整備を実施するのは困難であるため、新たな用地を取得するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、交通条件、災害時の安全性、一団の土地であること、工事難易度等の条件により、申請案を含む3か所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案と他案を比較すると、申請案は、フラワー長井線宮内駅から300m圏内にあり交通の利便性にも優れていること、洪水等の災害による危険性が低く災害発生時には防災拠点となり一時避難所としても活用できること、概ね整形な土地として敷地面積が確保でき土地の造成も比較的容易であることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

現施設は、施設の老朽化が著しく、その敷地が狭あいであること等により、それらの機能を十分に発揮することができない現状にあるとともに、災害発生時には、施設の耐震性に不安があるため、早期に利便性と安全性等を備えた公民館の整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から (4) までにおいて述べたように、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

南陽市教育委員会社会教育課

山形県告示第639号

次の開発行為は、完了した。

令和4年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和4年7月19日 指令村総建第226号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市河崎三丁目13番3、13番10、13番11、13番12、13番13、13番14、13番15、13番16、字反田13番1号、13番2、13番17、190番32、190番33、190番34

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市あずま町2番2号 株式会社山形一進社

山形市大字十文字字葦窪1336番地 有限会社エービーシー環境開発

山形県告示第640号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和4年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有置総建第359号

2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵西1298番地、1299番地の1、1299番地の2

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 55.20メートル

4 指定年月日 令和4年8月2日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院改築整備 重症系システム整備等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年8月9日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室

(2) 日時 令和4年9月20日（火）午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立新庄病院改築整備 重症系システム整備等業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部新病院整備課 電話番号0233(22)5525

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を令和4年8月30日（火）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書、競争入札参加資格審査申請書及び応札役務仕様書を令和4年8月24日（水）午後5時までに山形県立新庄病院事務部新病院整備課に提出すること。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Construction and operation management services of Biometric Information Management System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 20, 2022
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Administration & Consulting Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

令和4年8月9日印刷  
令和4年8月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県